

東浦町障害者虐待防止センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）に基づき、障害者に対する虐待の防止及び早期対応を図ることを目的に実施する東浦町障害者虐待防止センター事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(設置)

第3条 町長は、障害者に対する虐待の防止措置等を講ずるため、障害者福祉を所管する課に東浦町障害者虐待防止センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務内容)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待を発見した者からの通報又は虐待を受けた障害者からの届出の受理に関すること。
- (2) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- (3) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報及び啓発を行うこと。

(通報等の受理)

第5条 障害者虐待に関する通報又は届出（以下「通報等」という。）は、口頭又は書面により行うものとする。

2 前項の規定による通報等を受けたときは、通報等の内容を聞き取り、必要事項を記載した障害者虐待相談記録（別記様式）を作成するものとする。

(相談対応)

第6条 第5条第2号に規定する相談、指導及び助言を行う場合は、内容を十分確認した上で迅速に対応するものとする。

(広報啓発活動)

第7条 センターは、障害者虐待に関する適切な知識、通報義務、通報窓口等について町の広報紙等における広報その他の啓発活動を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月3日から施行する。

別記様式（第5条関係）

障害者虐待相談記録

相談日・方法	年 月 日 () 電話・訪問・来訪・その他 ()	面接者	
相談者氏名		住所 (電話)	()

被虐待者（疑）

氏名等	(男・女) 年 月 日生 (歳)	住所 (電話)	()
健康状態	疾病名：		
障害者手帳	(障害支援区分認定：)	介護保険	未申請・自立・要支援・要介護 () (障害高齢者自立度 / 認知症高齢者自立度)
利用サービス	福祉サービス：		
	介護サービス：		

虐待者（疑）		世帯構成
氏名等	(男・女) 年 月 日生 (歳)	
住所 (電話)	()	
健康状態	疾病名：	
	介護認定： 障害者手帳：	

相談内容（虐待の現状）

虐待の現状
現状での対応
今後、心配な点や予測されること